

令和6年度 第1回 泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 協議会資料

1. 泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について

(1) 策定の背景と目的

我が国では、総人口の減少と高齢化の進行する中、高齢者や障害者、妊産婦、外国人も含めたあらゆる人が社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められています。

平成6（1994）年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という。）が施行、平成12（2000）年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という。）が施行され、平成15（2003）年3月に「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。その後、平成18（2006）年にはこの2つの法律が一体となり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行され、平成25（2013）年3月に「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」及び「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、平成30（2018）年にはこのバリアフリー法も改正され、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「心のバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。さらに令和2（2020）年の改正では「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策の取り組みが推進されるほか、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されました。

バリアフリー基本構想は、既存の施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（「生活関連施設」）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障害者、妊産婦等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。

このような社会的背景を踏まえつつ、大規模商業施設や公園が近接して立地し、「泉南市立小中学校再編計画」に基づく（仮称）西信達義務教育学校の建設検討が進められている岡田浦駅周辺地区において、「お互いが自然と助けあえ誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていくため、泉南市における4地区目の基本構想を策定するものです。

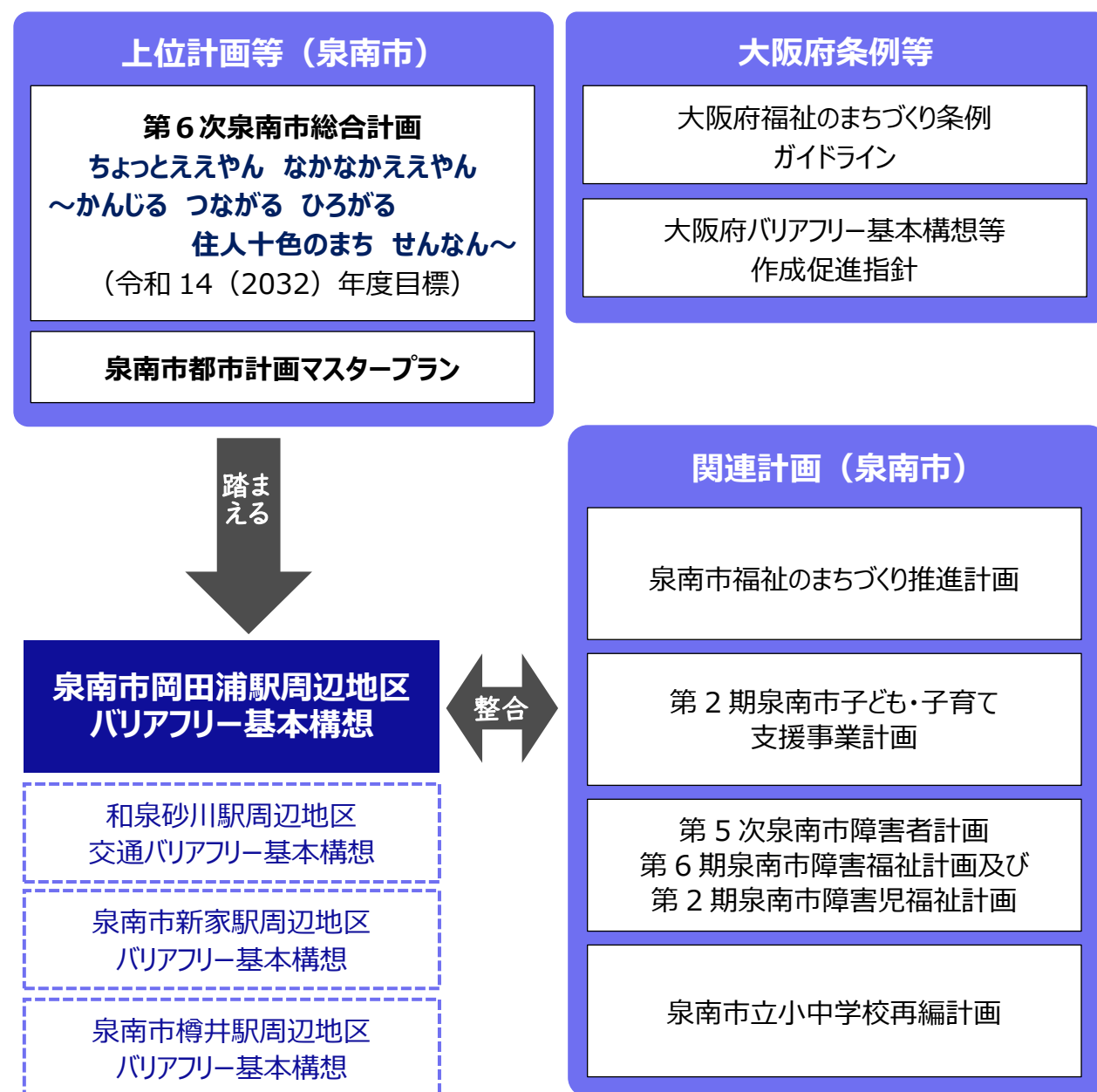


【バリアフリー関連の法改正とこれまでの泉南市における基本構想策定状況】

年度	法令	泉南市
平成6年度	ハートビル法 施行 建築物のバリアフリー化を促進するための法律	
平成12年度	交通バリアフリー法 施行 駅等の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律	
平成14年度		「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定
平成18年度	バリアフリー法 施行 建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律 障害者自立支援法 施行	
平成23年度	改正障害者基本法 施行	
平成24年度		「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定
平成25年度	障害者総合支援法 施行	
平成28年度	障害者差別解消法 施行	
平成30年度	改正バリアフリー法 施行 (※平成30年（一部平成31年）施行) 「 共生社会の実現 」「 社会的障壁の除去 」を基本理念とし、 更なるバリアフリー化 を推進するために改正	
令和2年度	改正バリアフリー法 施行 (※令和3年（一部令和2年）施行) 公共交通事業者等における ソフト対策の強化 や 心のバリアフリー を推進するために改正	
令和3年度	改正バリアフリー法 施行 公立小中学校等 を特別特定建築物に追加	
令和4年度 (令和5年度)	道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定 踏切道での安全対策 を追加（踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックの設置方法等）	
令和6年度	改正障害者差別解消法 施行 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化	「岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定

（２） バリアフリー基本構想の位置づけ

泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想は、本市の最上位計画である「第 6 次泉南市総合計画」やまちづくりの計画である「泉南市都市計画マスタープラン」を踏襲し、その他の関連する計画との整合を図ります。



（３） バリアフリー基本構想において定める主な事項

バリアフリー法（第 25 条）の規定に基づき、次に掲げる事項について基本構想に定める必要があります。

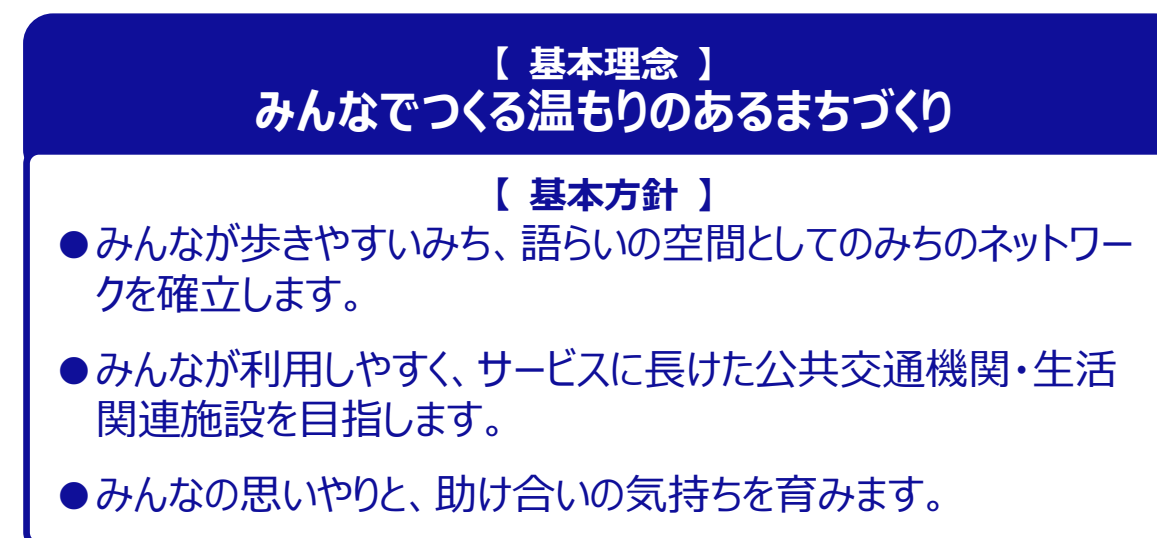
- 重点整備地区の位置及び区域について
- 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について
- 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項について
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他事業に関する事項

（４） 目標年次【審議事項】

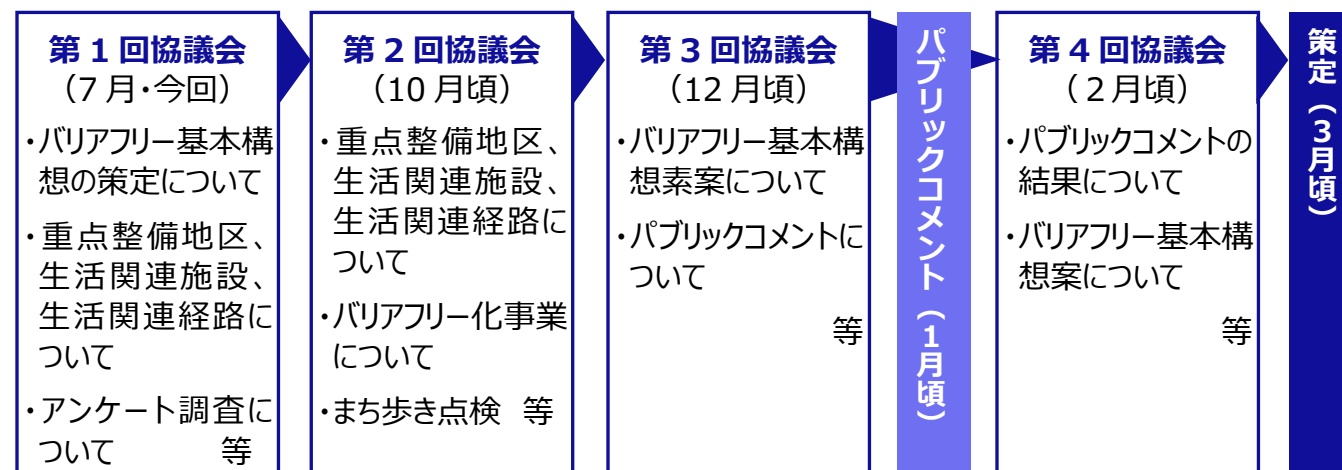
西信達小学校と西信達中学校の統合による（仮称）西信達義務教育学校の設立が令和 10（2028）年度に予定されています。また、本市の最上位計画である「第 6 次泉南市総合計画」は令和 14（2032）年度を目標としています。これらを踏まえ、泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想においては「第 6 次泉南市総合計画」と同じ**令和 14（2032）年度を目標年**とし、バリアフリー化事業を推進します。

（５） 基本理念と基本方針【審議事項】

本市では、平成 14（2002）年度に策定された「和泉砂川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において定めた基本理念と基本方針を踏襲し、「泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想」及び「泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。この基本理念と基本方針は全市にかかわる内容であるため、泉南市岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想においてもこの基本理念と基本方針を踏襲します。



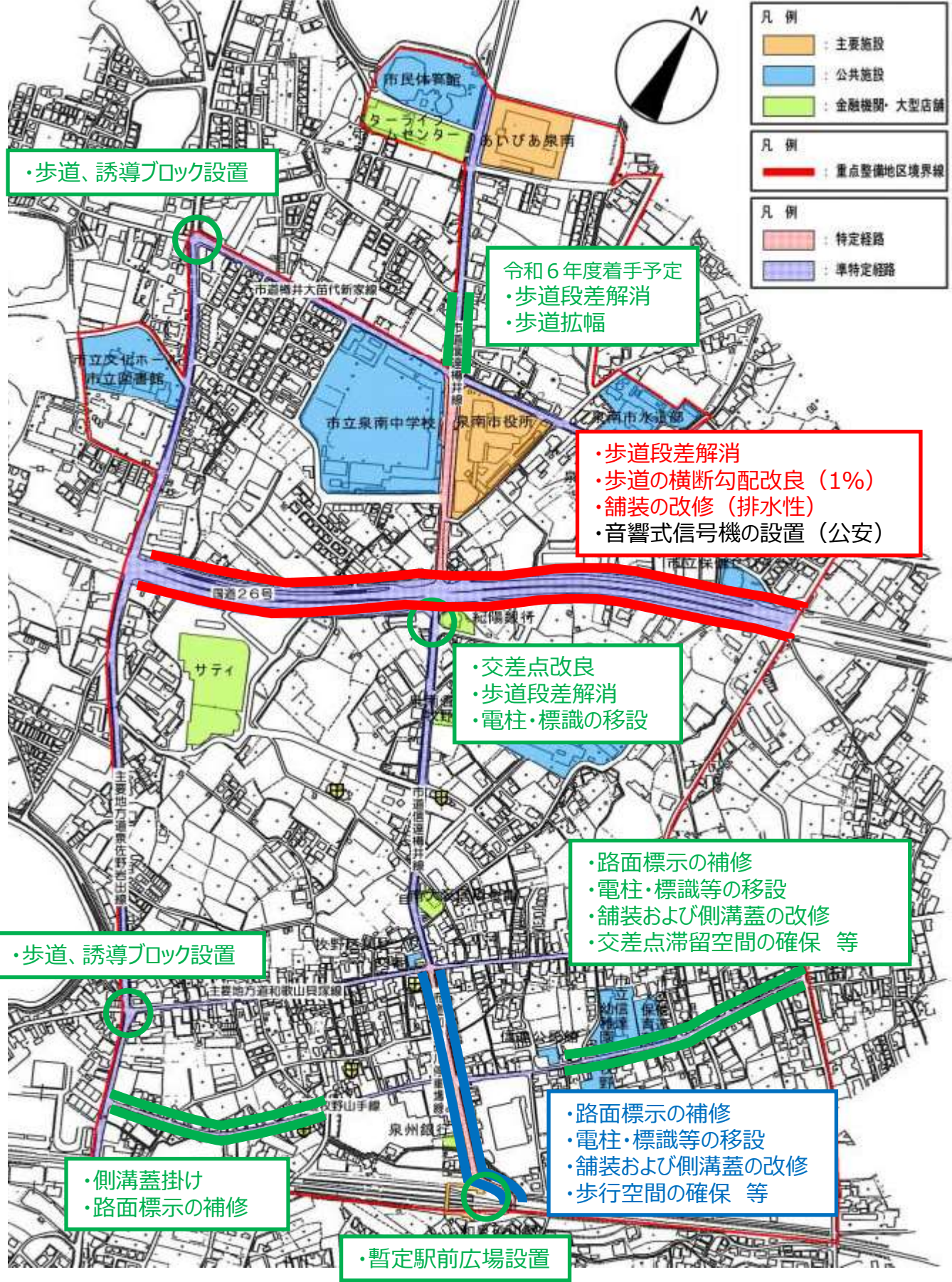
（６） 今後の策定に向けたスケジュール



2. 他地区の主なバリアフリー化事業の実施状況

(1) 和泉砂川駅周辺地区

道路等の主なバリアフリー化事業の実施状況



駅の主なバリアフリー化事業の実施状況

◆エレベーターの設置 (3基)



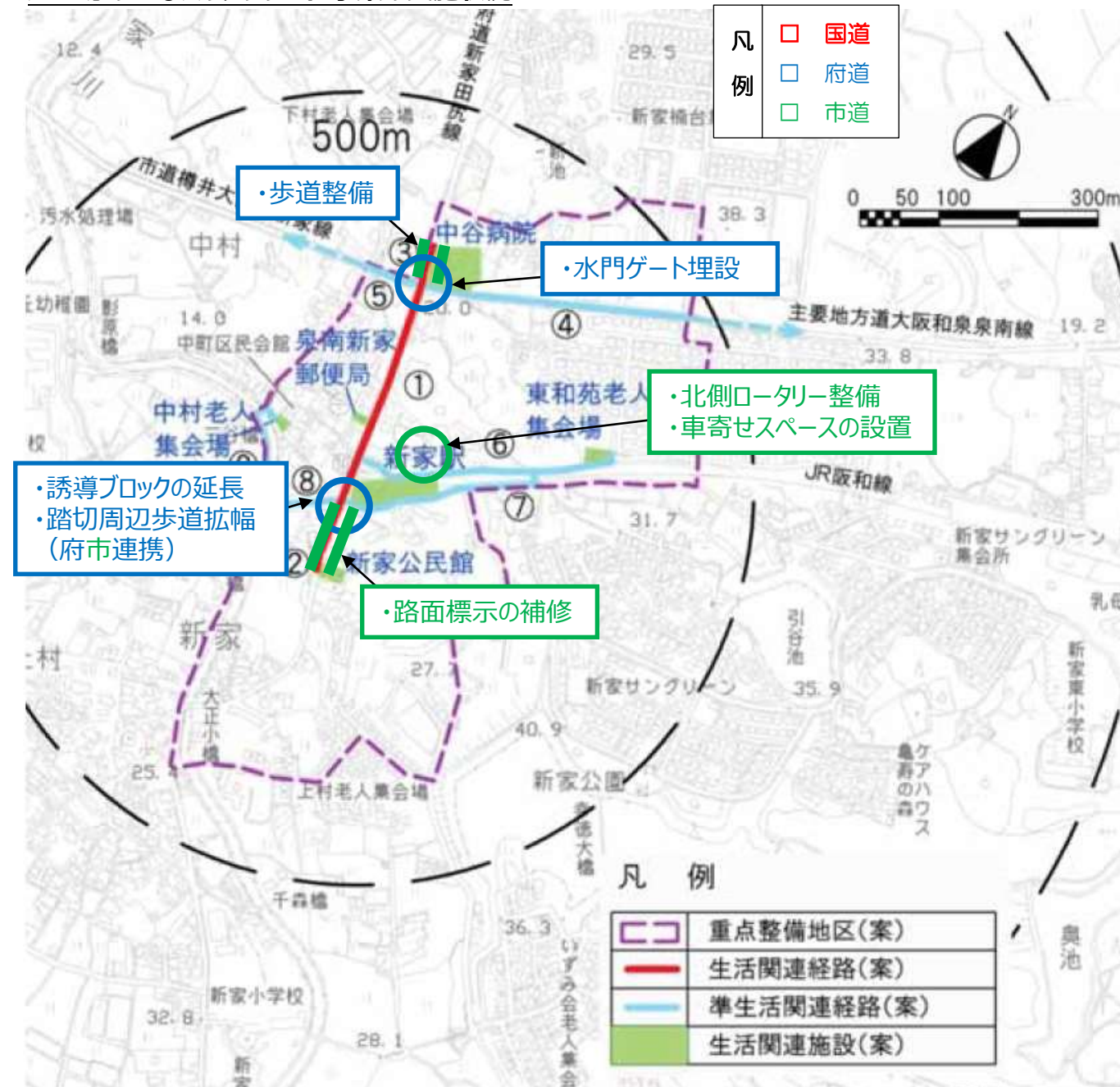
◆多機能トイレの設置



等

(2) 新家駅周辺地区

道路等の主なバリアフリー化事業の実施状況



駅の主なバリアフリー化事業の実施状況

※協議会において、エレベーター設置より、海側改札口の新設によるバリアフリー化を優先することとなった。

◆触知案内板の設置



◆自動乗越精算機の設置



◆券売機下り込みの設置



◆音響案内装置の設置



◆情報提供装置の設置



◆内方線付警告ブロックの設置



◆スロープの整備



◆2段手すりの設置

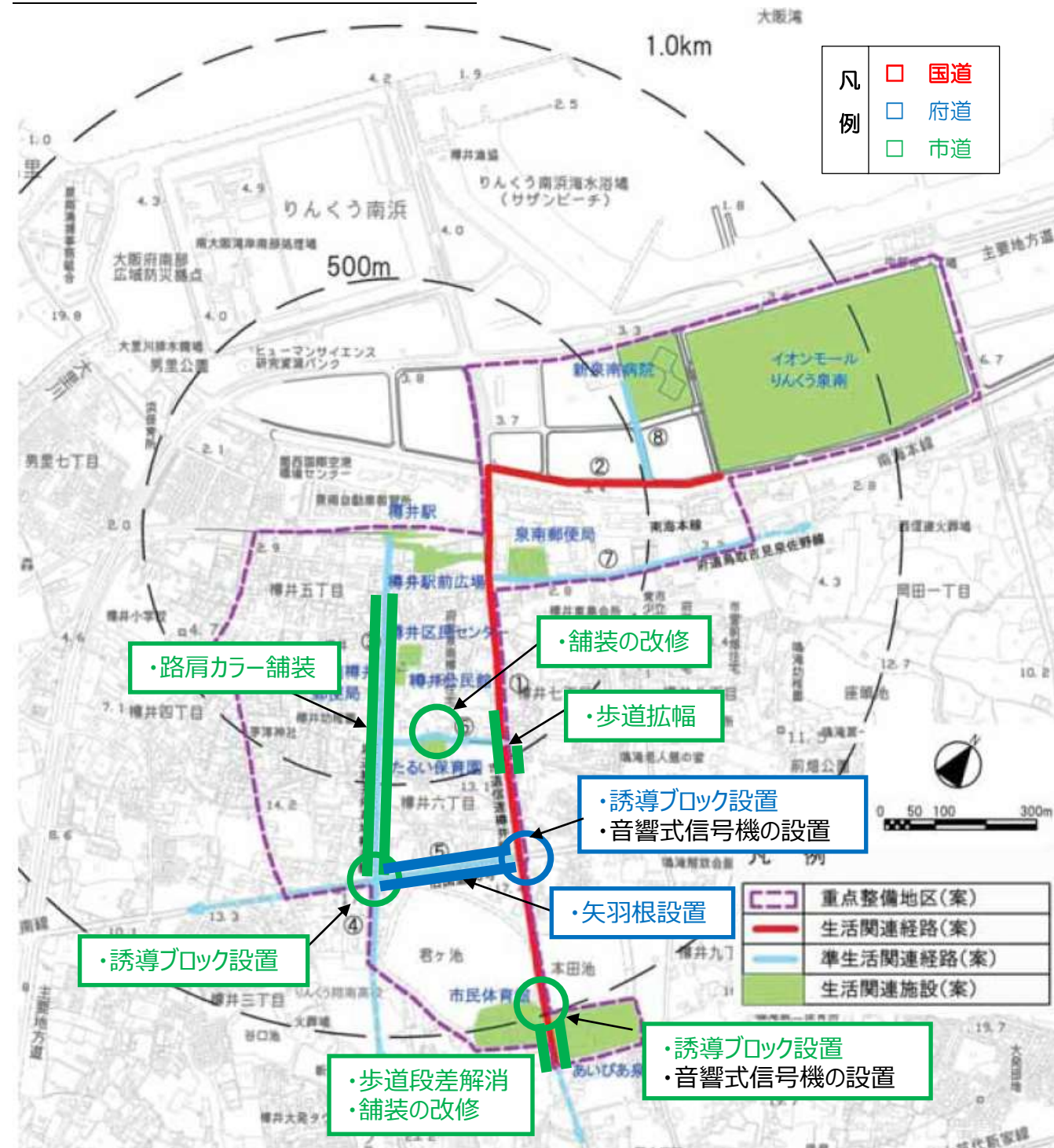


◆上屋の設置（新設改札口）



(3) 樽井駅周辺地区

道路等の主なバリアフリー化事業の実施状況

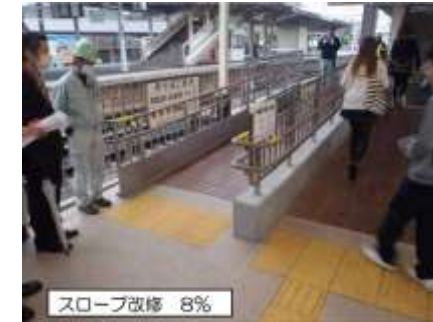


駅の主なバリアフリー化事業の実施状況

◆エレベーター設置 (2基)



◆スロープ改修



◆多機能トイレ改修



◆階段手すり・段鼻改修



◆ホームかさ上げ・内方線付警告ブロックの設置、誘導・警告ブロック改修



◆券売機下り込み設置



◆音声触知案内板の設置



等

3. 岡田浦駅周辺地区における重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について

(1) 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路とは

1) 重点整備地区とは

重点整備地区は、バリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含み、重点的かつ一体的に推進する地区を「重点整備地区」として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー法第2条24号に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

① 配置要件

- 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
 - 当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること
 - 生活関連施設がおおむね3以上所在すること
- (令和2(2020)年の改定で除外された配置要件※)
- 地区全体の面積がおおむね400ha(半径約1.1km円の圏域)未満
 - 生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること
- 「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(バリアフリー法 第2条第24号イ)

② 課題要件

- 高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
 - 土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
 - 想定される事業の実施範囲、実現可能性などの観点から総合的に判断して事業の実施が特に必要な地区
- 「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(バリアフリー法 第2条第24号ロ)

③ 効果要件

- 高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
 - 移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等
- 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(バリアフリー法 第2条第24号ハ)

※点線内の記載は、令和2(2020)年の移動等円滑化の促進に関する基本方針の改定で要件から除外されています。

2) 生活関連施設とは

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、病院、商業施設、小・中学校など多数所在しています。これらのうち、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

3) 生活関連経路とは

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

なお、本基本構想においては、生活関連施設の中でも、特に利用者の多い施設を結ぶ経路であり、道路移動等円滑化基準に適合した整備を図る道路を「生活関連経路」、生活関連経路以外で生活関連施設を結び、できる範囲でのバリアフリー化を図る道路を「準生活関連経路」として定めます。

重点整備地区

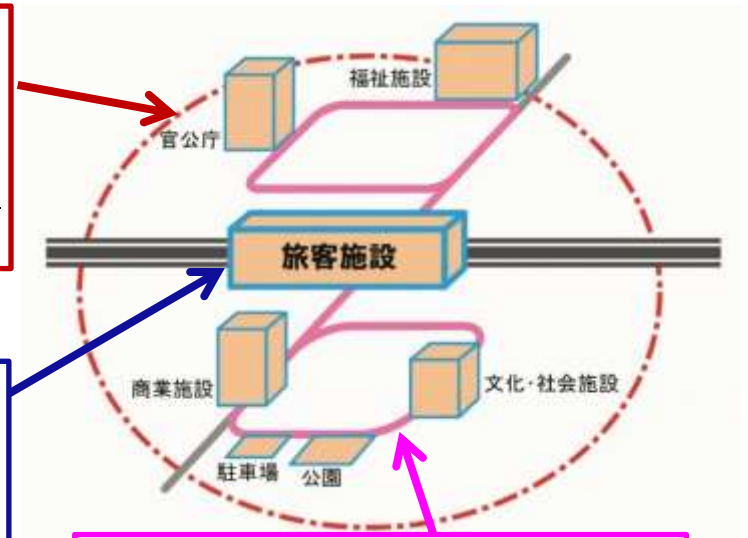
鉄道駅の周辺や、高齢者や障害者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設(官公庁、福祉施設、商業施設など)が集まったエリアで、**建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区**

生活関連施設

鉄道駅などの旅客施設やその周辺(駅からおおむね半径1km圏内)に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園などで、**多く的高齢者や障害者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられ、優先的にバリアフリー化を推進する施設**

生活関連経路

生活関連施設を結ぶ主要な経路で**重点的にバリアフリー化を図る道路**(それらの移動は通常徒歩又は車いすで行われること)



（２）重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路（案）【協議事項】

1）重点整備地区の考え方（案）

以下の項目のすべてに該当する範囲で、道路や河川、鉄道との地形地物のほか、市街化区域界等を境界として重点整備地区を設定します。

- ①岡田浦駅を中心とした徒歩圏内（おおむね 1 km 圏内）
- ②隣接する樽井駅周辺地区との連続性を考慮した生活関連施設を含む範囲
- ③バリアフリー化を重点的、一体的に実施することが可能な範囲

2）生活関連施設の考え方（案）

鉄道駅や病院、商業施設、教育施設、都市公園、路外駐車場等について、以下の項目のうち、いずれかに該当する施設を生活関連施設に設定します。

- ①高齢者や障害者だけでなく、多くの人が徒歩又は車いすで利用する施設
- ②高齢者や障害者、子供連れの方が、徒歩又は車いすで常時利用する施設
- ③泉南市総合防災マップに掲載されている指定避難場所

【生活関連施設（案）】

分類	施設名	備考
旅客施設	岡田浦駅	
公共施設	泉南市立西信達公民館	指定避難所 ※在り方検討中
教育施設	泉南市立西信達小学校	仮称)西信達義務教育学校として統合予定跡地に立地する施設も生活関連施設としてバリアフリーに配慮した計画とする
	泉南市立西信達中学校	仮称)西信達義務教育学校として統合予定
	幼保連携型認定こども園 西信達くねあ	
	西信達保育園 Picco	
商業施設	西信達郵便局	
都市公園・緑地	りんくう南浜公園	
	りんくう南浜 1 号緑地	

3）生活関連経路の考え方（案）

以下の項目のすべてに該当する道路を生活関連経路もしくは準生活関連経路に設定します。

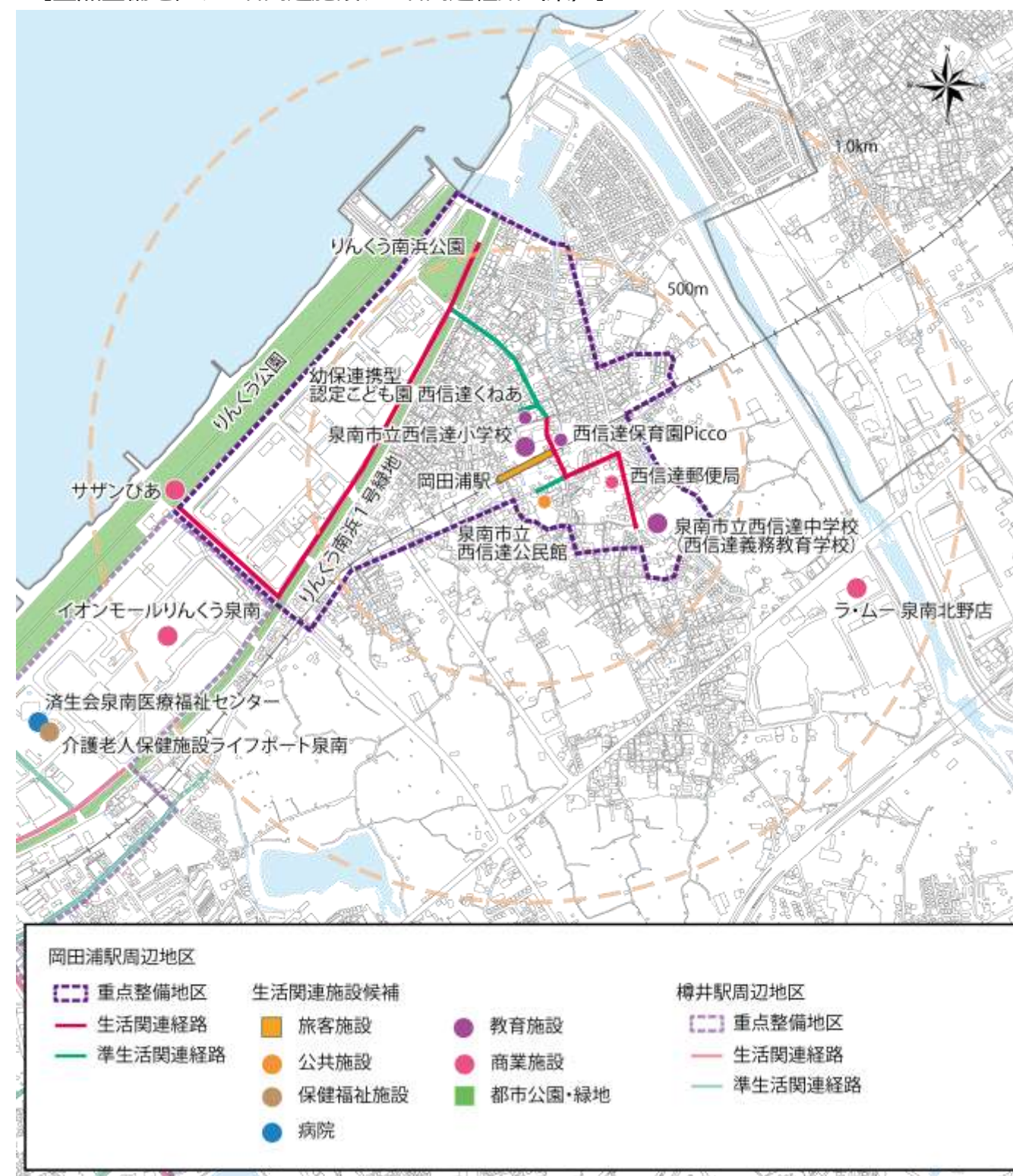
- ①生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より多くの人が利用する経路
- ②道路移動等円滑化基準に適合した整備が可能な道路、もしくはできる範囲でのバリアフリー化が可能な道路

【道路移動等円滑化基準の例】

- ・原則歩道を設置し、車椅子使用者がいつでもすれ違えるよう有効幅員 2.0m 以上を確保（やむを得ない場合は経過措置として 1.5m まで縮小可）
- ・横断勾配 1.0%以下、縦断勾配 5.0%以下、横断歩道接続部の段差は 2cm
- ・雨天時においても水たまりがないよう雨水を地下に円滑に浸透させることができる舗装 等

※参考：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（R6.1 国土交通省）

【重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路（案）】



4. アンケート調査について【審議事項】

(1) アンケート調査の概要

おおむね岡田浦駅周辺地区内にお住まいの以下の方々を対象にアンケート調査を実施し、生活関連施設の利用状況や利用時の交通手段、利用時に困っていることなどを把握し、バリアフリー化事業等を検討する際の基礎資料とします。

1) 調査の対象者

おおむね岡田浦駅周辺地区内にお住まいの以下の方々を対象に実施します。

【調査の対象者】

対象者	対象人数※	備考
①高齢者（65才以上の方）	500人	住民基本台帳により抽出
②乳幼児保護者（2歳以下の乳幼児の保護者）	100人	住民基本台帳により抽出
③妊産婦（母子手帳の保有者）	50人	母子手帳登録より抽出
④障害のある方（視覚、聴覚、肢体不自由者など）	50人	団体を通じて抽出
⑤健常者（18才～64才の上記該当者を除く方）	300人	住民基本台帳により抽出
計	1,000人	

※対象人数は想定であり、実際の状況等により変動する場合があります。

2) 調査の実施時期

おおむね7月中旬から8月中の期間に実施を予定しています。

(2) アンケートの内容

次に示す項目で実施します。（「ふりがな」、「文字の大きさ」や行間（スペース）について検討が必要）

※各団体の希望によって、ヒアリング調査も検討します。

【アンケートの内容（案）】

目的	設問	選択肢
属性等の基礎情報の把握	年齢層	1.64歳以下 2.65歳以上
	障害の種類（複数選択）※対象者④のみ	1.肢体不自由 2.視覚障害 3.聴覚平衡機能障害 4.音声言語機能障害 5.内部障害 6.知的障害 7.精神障害 8.その他（記述）
	普段の徒歩等で外出する場合の歩行補助器具やベビーカー等の使用状況	1.特に使用していない 2.杖（体を支えるもの）を使用している 3.白杖を使用している 4.車いすを使用している 5.シルバーカー等の手押し車を使用している 6.電動シニアカーを使用している 7.ベビーカーを使用している 8.その他（記述）

【アンケートの内容（案）】 つづき

目的	設問	選択肢
属性等の基礎情報の把握	外出する場合の介助の必要性	1.介助が必要 2.介助は不要
	駅の利用状況やバリア等の問題点の把握	1.ほぼ毎日 2.週4～5日 3.週2～3日 4.週1日程度 5.月に数回程度 6.年に数回程度 7.利用しない（各施設の設問へ）
	岡田浦駅を利用する際の主な交通手段	1.徒歩 2.自転車 3.バイク 4.車（自分で運転） 5.車（家族などの送迎） 6.タクシー 7.バス 8.その他（記述）
	岡田浦駅を利用する際に困っていること（複数選択）	1.切符を購入しにくい 2.改札口が通りにくい 3.案内表示がわかりにくい 4.音声案内がない 5.誘導ブロックが不十分 6.階段の手すりが使いにくい 7.エレベーター、エスカレーターがない 8.トイレが使いにくい 9.ベンチなど休憩施設が不十分 10.地下通路が暗い 11.車の乗り降りするスペースが不十分 12.駅までの経路が狭い 13.駅までの経路の交通量が多く危険 14.その他（記述）
生活関連施設（案）の利用状況やバリア等の問題点の把握※	利用頻度	1.ほぼ毎日 2.週4～5日 3.週2～3日 4.週1日程度 5.月に数回程度 6.年に数回程度 7.利用しない（次の施設の設問へ）
	利用する際の主な交通手段	1.徒歩 2.自転車 3.バイク 4.車（自分で運転） 5.車（家族などの送迎） 6.タクシー 7.バス 8.その他（記述）
	利用する際に困っていること（複数選択）	1.出入口に階段等の段差がある 2.案内表示がわかりにくい 3.音声案内がない 4.筆談に対応していない 5.誘導ブロックが不十分 6.階段の手すりが使いにくい 7.エレベーター、エスカレーターがない 8.トイレが使いにくい 9.ベンチなど休憩施設が不十分 10.施設内の通路が狭い 11.施設中が暗い 12.車の乗り降りするスペースが不十分 13.施設までの経路が狭い 14.施設までの経路の交通量が多く危険 15.その他（記述）
心のバリアフリーの認知度等の把握	心のバリアフリーの認知度	1.心のバリアフリーを知っている 2.心のバリアフリーを知らない
	声かけや手助けについて	1.ためらわずにできる 2.少しためらうができる 3.できない・しない
	できない・しない理由	1.恥ずかしいので 2.相手の迷惑になると思うので 3.どのように手助けすればよいかわからないので 4.人のことに気を配る余裕がないので 5.見かけても気にならないので 6.その他（記述）
	手助けを求めることについて	1.ためらわずにできる 2.少しためらうができる 3.できない・しない
	できない・しない理由	1.恥ずかしいので 2.相手の迷惑になると思うので 3.断られるのが嫌なので 4.ひとりのできるので 5.手助けしてもらおうと思ったことがないので 6.その他（記述）

※重点整備地区内の生活関連施設（案）のうち、利用者が限定されている教育施設以外の生活関連施設候補2施設（西信達公民館、西信達郵便局）について、それぞれ同じ設問で構成します。また、この2施設以外によく徒歩で使われる施設があれば、そのうち1施設について施設名を記入していただいた上で回答していただきます。